

神戸常盤大学学則

(平成20年4月1日)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学問を研究・教授して、豊かな人間性と高いレベルの技能を備えた専門家を育成し、またその成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(情報の公開)

第2条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

2 前項の情報の公開に関する事項は、別に定める。

(目的達成と評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

第2章 学部等、学科、学生定員及び修業年限

(学部等)

第4条 本学において設置する学部は、次のとおりとする。

(1) 保健科学部

(2) 教育学部

2 本学に教育イノベーション機構を置く。なお、教育イノベーション機構に関する規程は別に定める。

(学科及び学生定員)

第5条 学部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
保健科学部	医療検査学科	80名	—	320名
	看護学科	75名	(3年次) 5名	310名
教育学部	こども教育学科	80名	—	320名
計		235名	5名	950名

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 3年次編入学生の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第7条 学生は8年を超えて在学することはできない。

2 3年次編入学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園創立記念日 5月8日

(4) 夏期休業日 8月1日から9月16日まで

(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業日 3月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要のある場合、休業日を変更することができる。

4 学長は、必要のある場合、休業日に授業等を行わせることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

- 第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学の選考）

- 第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

- 第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金等を納入しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学及び再入学）

- 第16条 本学に、転学又は退学及び除籍時の学科に再入学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（看護学科3年次編入学）

- 第17条 次の各号の一に該当する者で、保健科学部看護学科の3年次に編入学を志望する者は、選考の上、編入学を許可することができる。
- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき、文部科学大臣の指定した短期大学を卒業した者
 - (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき、厚生労働大臣の指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の看護師養成所において、総授業時数が1,700時間以上の課程を修了した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数は、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は93単位を超えないものとする。
- 3 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、平成21年4月以降の教育課程で卒業又は修了した者に与えることのできる単位数は、97単位を超えないものとする。
- 4 編入学に関して必要な事項は、別に定める。
- 5 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 年度を超えて休学するときは、改めて学長に願い出てその許可を得なければならない。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学の期間は、第7条の在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学を許可された者は、休学時の学年に復学することとする。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第7条に定める在学年限を超えた者

(2) 第20条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 死亡した者、又は長期間にわたり行方不明の者

(転学部及び転科)

第23条 転学部及び転科は原則として許可しない。ただし、特別な事情があり、各学科に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転学部及び転科を許可することがある。

2 前項の規定により、転学部及び転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学)

第24条 学生が本学から他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程

(教育課程)

第25条 本学の教育課程は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目)

第26条 各学科の授業科目の区分、名称、配当年次、単位数及び授業形態は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもの以外に、各学科が定める特別の授業科目を設け、区分、名称、配当年次、単位数及び授業形態は、別表2のとおりとする。

3 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目の3種に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 授業科目については、授業の目的、方法及び内容並びに1年間の授業計画を、あらかじめ講義要綱において明示するものとする。

(授業の方法)

第27条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については22.5時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間又は20時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

また、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が教育上有益と認める時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

3 前二項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第29条 本学の1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め年間35週にわたることを原則とする。

(履修科目の登録)

第30条 学生は毎学年度の初めに、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第31条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限に関して必要な事項は、別に定める。

2 前項の単位数の上限は、学則第26条第1項別表1の必修科目と選択科目の合計単位数とする。

3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第33条 試験は筆記試験、レポート試験、実技等によるものとし、原則として毎年2回各学期の終りに行うものとする。ただし、臨時に行うことがある。

2 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第34条 試験等の評価はS(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表わし、C(可)以上を合格とする。

2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第34条の2 前条に基づきGPA制度を設ける。

2 GPA制度に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は別表第1に定めるところにより、次の各号に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

(1) 保健科学部医療検査学科については、4年以上在学し、医療検査学科授業科目の必修科目103単位、選択科目21単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。

(2) 保健科学部看護学科については、4年以上在学し、看護学科授業科目の必修科目101単位、選択科目23単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。

(3) 教育学部こども教育学科については、4年以上在学し、こども教育学科授業科目の必修科目24単位、選択科目100単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。

2 転学、再入学、編入学、転学部及び転科の学生は、定められた年数以上在学し、前項の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第36条 本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第37条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第38条 本学の各学科において取得することができる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	資格・免許
保健科学部	医療検査学科	臨床検査技師国家試験受験資格
	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭一種免許状
教育学部	こども教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格

- 2 臨床検査技師等に関する法律に定める臨床検査技師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第1号に定める単位を修得しなければならない。
- 3 保健師助産師看護師法に定める看護師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第2号に定める単位を修得しなければならない。
- 4 保健師助産師看護師法に定める保健師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第2号に定める単位を修得するほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める保健師学校養成所の指定基準の定める単位を修得しなければならない。
- 5 養護教諭一種免許状を取得するには、第35条第1項第2号に定める単位を修得するほか、教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 6 小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状を取得するには、第35条第1項第3号に定める単位を修得するほか、教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 7 保育士資格を取得するには、第35条第1項第3号に定める単位を修得するほか、児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 8 第1項に定めるもの以外の資格取得については、別に定める。

(単位互換)

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学と単位互換に関する協定のある他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第40条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学の認めた外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 留学に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第41条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち、次の各号に該当するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- (1) 大学の専攻科における学修
 - (2) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修
 - (3) 教育職員免許法第6条別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修
 - (4) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格にかかる学修
 - (5) TOEFL及びTOEIC、又は知識及び技能に関する審査において、これらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
 - 3 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第42条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項、第40条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
 - 4 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

(入学検定料、入学金及び学費)

- 第43条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表3のとおりとする。
- 2 入学検定料は受験前に、入学金は入学前に納入するものとする。
 - 3 3年次編入学生の入学検定料、入学金及び学費については、別に定める。

(学費の納入期)

- 第44条 学費は前期、後期の2学期に分けて、指定された期日までに納入しなければならない。ただし、入学時の前期の学費は入学前に納入する。
- 2 特別の事情がある時は、学費の分納又は延納を認めることがある。詳細については、別に定める。
 - 3 教材費等教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学の場合の学費)

- 第45条 学期の途中において退学を願い出る者は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。

(停学の場合の学費)

- 第46条 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(休学の場合の在籍料)

- 第47条 休学を許可された者は、在籍料として第43条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。
- 2 休学を許可された者又は命ぜられた者で特別の事情のあるときは、教授会の議を経て在籍料を減額又は免除することがある。

(卒業が認定されなかった者の学費及び在籍料)

第48条 卒業を認定されなかった者は、次の各号に定める金額を納入する。

- (1) 卒業不足単位数が5単位未満の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。
 - (2) 卒業不足単位数が5単位以上10単位未満の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。
 - (3) 卒業不足単位数が10単位以上の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の全額を毎学期初めに納入する。
- 2 前項の者が休学を願い出て許可された場合は、在籍料として第43条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。
- 3 特別の事情があるときは、教授会の議を経て前二項を減額又は免除することがある。

(納入した学費等)

第49条 既に納入した入学検定料、入学金、学費及び在籍料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、入学者選抜試験において学費等の返還を伴う場合は適用しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

- 第50条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。
- 2 本学に、学部長、学科長、事務局長及びその他必要な教職員を置く。
 - 3 本学に、副学長又は学長補佐を置くことができる。
 - 4 学長は、校務をつかさどる。
 - 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第9章 教授会

(教授会)

第51条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第52条 教授会は学長、専任の教授及び准教授で構成する。ただし、必要のある時は講師及び助教に出席を要請することがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、その他の教職員を加えることができる。

(教授会の任務)

- 第53条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(その他)

第54条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、外国人留学生、研究生及び委託生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第32条、第33条及び第34条の規定を準用して、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 本学教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第58条 他の大学又は公共機関等から、本学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生として許可することができる。

2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第60条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 厚生施設

(学生寮)

第61条 本学に寄宿施設として学生寮を置く。

2 学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第62条 本学に保健室として健康管理室を設ける。

2 健康管理室に関して必要な事項は、別に定める。

(カウンセリング室)

第63条 本学にカウンセリング室を設ける。

2 カウンセリング室に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 その他の施設等

(図書館)

第64条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第65条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

(ライフサイエンス研究センター)

第66条 本学にライフサイエンス研究センターを置く。

2 ライフサイエンス研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(口腔保健研究センター)

第67条 本学に口腔保健研究センターを置く。

2 口腔保健研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(健康保健センター)

第68条 本学に健康保健センターを置く。

2 健康保健センターに関して必要な事項は、別に定める。

(K T U研究開発推進センター)

第69条 本学にK T U研究開発推進センターを置く。

2 K T U研究開発推進センターに関して必要な事項は、別に定める。

(子育て支援センター)

第70条 本学に子育て支援センターを置く。

2 子育て支援センターに関して必要な事項は、別に定める。

(教職支援センター)

第71条 本学に教職支援センターを置く。

2 教職支援センターに関して必要な事項は、別に定める。

(神戸常盤ボランティアセンター)

第72条 本学に神戸常盤ボランティアセンターを置く。

2 神戸常盤ボランティアセンターに関して必要な事項は、別に定める。

(神戸常盤地域交流センター)

第73条 本学に神戸常盤地域交流センターを置く。

2 神戸常盤地域交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

- (附則) 1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成20年度から23年度において各学科の収容定員は、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医療検査学科	80名	160名	240名
看護学科	75名	150名	230名

- (附則) 1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- ただし、平成21年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- ただし、平成22年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- ただし、平成24年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
2. 教育学部こども教育学科の第5条の収容定員は、平成24年度から26年度においては次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部 こども教育学科	80名	160名	240名

- (附則) 1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- ただし、平成25年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

2. 学則第26条に定める別表1「こども教育学科授業科目」は、平成24年度入学生にも適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- ただし、平成26年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- ただし、平成27年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- ただし、平成28年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- ただし、平成29年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

MEMO

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
専門分野	形態検査学系	臨床病理検査学	2年後期	1			○		
		臨床病理検査学実習Ⅰ	2年後期	1					○
		臨床病理検査学実習Ⅱ	3年前期	1					○
		血液検査学	2年後期	1			○		
		血液検査学実習Ⅰ	3年前期	1					○
		血液検査学実習Ⅱ	3年後期	1					○
		医動物学同実習	1年後期	2			○		○
	生物化学学系	細胞検査学	3年前期	1			○		
		細胞検査学演習	3年後期		1			○	
		臨床化学検査学Ⅰ	2年後期	1			○		
		臨床化学検査学Ⅱ	3年前期	2			○		
		臨床化学検査学実習	3年後期	2					○
		遺伝子・染色体検査学	2年後期	2			○		
		遺伝子・染色体検査学実習	3年前期	1					○
	防衛検査学系	基礎検査学実習	2年後期	1			○		○
		免疫検査学	2年後期	1			○		
		免疫検査学実習	3年前期	1					○
		輸血・移植検査学	3年前期	1			○		
		輸血・移植検査学実習	3年後期	1					○
		病原微生物検査学Ⅰ	2年後期	1			○		
		病原微生物検査学Ⅱ	3年前期	2			○		
	生理機能検査学系	病原微生物検査学実習Ⅰ	2年前期	1					○
		病原微生物検査学実習Ⅱ	2年後期	2					○
		生理機能検査学ⅠA	2年前期	1			○		
		生理機能検査学ⅠB	2年前期	1			○		
		生理機能検査学ⅡA	2年後期	1			○		
		生理機能検査学ⅡB	2年後期	1			○		
		呼吸・循環機能検査学	3年前期	1			○		
	臨床病態学・検査管理学系	画像検査学	3年前期	1			○		
		生理機能検査学実習Ⅰ	2年後期	1					○
		生理機能検査学実習Ⅱ	3年前期	1					○
		生理機能検査学演習	3年後期	1				○	
		臨床病態学Ⅰ(病因・病態)	3年前期	1			○		
		臨床病態学Ⅱ(病態解析)	3年後期	1			○		
		臨床病態学Ⅲ(発展)	4年前期	1			○		
		臨床検査学演習	3年後期	1				○	
		総合医学検査演習	4年後期	1				○	
		検査管理総論	3年前期	2			○		
		感染制御学	3年後期	1			○		
		医療コミュニケーション	4年前期	1			○		
		医療安全	3年前期	1			○		
	総合・発展医療検査学系	検体採取安全管理演習	3年後期	1				○	
臨床地実		3年後期	7					○	
医療英語		2年前期	1				○		
卒業業研究		4年通年	4				○		
国際保健医療活動Ⅰ		4年前期	1			○			
国際保健医療活動Ⅱ		3・4年前期		1			○		
臨床病態学特論		3年後期		1		○			
分子感染制御学演習		3年後期		1			○		
臨床検査学発展演習		3年後期		1			○		
対人援助技術演習		3年後期		1			○		
予防医学概論		3年後期		1		○			
遺伝子工学		3年前期		1		○			
文献講読		3年後期		1			○		
チーム医療論		3年前期		1		○			
先進医学検査学		3年後期		1		○			
細胞検査学特論Ⅰ	4年前期		2		○				
細胞検査学特論Ⅱ	4年前期		2		○				
バイオインフォマティクス	3年後期		1		○				
細胞培養演習	2年後期		1			○			
遺伝子工学演習	3年後期		1			○			
労働衛生学Ⅰ	2年後期		2		○				
労働衛生学Ⅱ	4年前期		2		○				
BLSキャリアパスⅠ	2年後期		1		○				
BLSキャリアパスⅡ	3年前期		1		○				
医学検査サブプリメント演習Ⅰ	3年後期		1			○			
医学検査サブプリメント演習Ⅱ	4年前期		1			○			
総合医学検査特論	4年後期		2		○				
労働基準法	2年前期			1	○				
労働安全衛生法規	4年前期			3	○				
合計			103	81	10				

① *印の選択科目及び
② **印の選択科目から11単位以上選択必修

② **印の選択科目

別表1 (第26条関係 看護学科授業科目)

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
基礎 盤 教 育 分 野	学びの始め 科目群	まなぶる ▶ と き わ び と I	1年前期	2				○	
		まなぶる ▶ と き わ び と II	1年後期	1				○	
		大学道場 miniゼミ A	1年前期		1			○	
		大学道場 miniゼミ B	1年後期		1			○	
	人間 探 究 目 群	超 と き わ び と	1年後期		1			○	
		情報基礎	1年前期	1				○	
		情報メディア演習	1年後期		1			○	
		健康スポーツ科学 I	1年前期	1			○		
		健康スポーツ科学 II	1年前期	1				○	
		健康スポーツ科学 III	1年後期		1				○
		アカデミックライティング	1年後期		1				○
		英語コミュニケーション I	1年前期	1					○
		英語コミュニケーション II	1年後期	1					○
		英語Aa (Communicative English Basic)	1~4年前期		1				○
		英語Ab (Communicative English Intermediate)	1~4年後期		1				○
		英語B (Presentation)	2~4年前期		1				○
		英語C (Cultural Studies)	2~4年後期		1				○
		英語D (Academic English)	3~4年前期		1				○
		手話コミュニケーション	1~4年前期		1				○
		いのちと共生	1年後期		1		○		
		人類と地球環境	1年前期		1		○		
		暮らしの中の数学	1~4年前期		1		○		
		統計	1~4年前期	1			○		
		暮らしの中の物理学	1~4年前期		1		○		
		現代社会と化学	1~4年前期		1		○		
		人体のふしぎ	1~4年前期		1		○		
		現代社会と生命科学	1~4年前期		1		○		
		安全	1~4年前期		1		○		
		人類と農学	1~4年前期		1		○		
		プログラミング入門	1~4年後期		1			○	
		日本国憲法	1~4年前期		2		○		
		哲学	1~4年前期		1		○		
		生命と倫理	1~4年後期	2			○		
		芸術文化論	1~4年前期		1		○		
		文学	1~4年前期		1		○		
		日本通史	1~4年前期		1		○		
		世界の時事	1~4年後期		1		○		
	現代社会学	1~4年前期		1		○			
	経済学	1~4年前期		1		○			
	心理臨床学	1~4年後期	2			○			
	人間関係論	1~4年前期		1		○			
	教育と人間	1~4年前期		1		○			
創造実践 科目群	地域との協働 A	1~4年通年		1			○		
	地域との協働 B	1~4年通年		1			○		
	災害とまちづくり	1~4年後期		1		○			
	コミュニティデザイン	1~4年後期		1		○			
ライフデザイン	1~4年後期		1			○			
専門 基礎 分野	人間・保健科学系	看護解剖生理学 I	1年前期	1			○		
		看護解剖生理学 II	1年前期	1			○		
		看護解剖生理学 III	1年後期	1			○		
		栄養代謝学	1年後期	2			○		
		健康科学総論	1年前期	1			○		
		薬理学	2年前期	1			○		
		看護病理・病態学	1年後期	1			○		
		症候論 I	2年前期	1			○		
		症候論 II	2年後期	1			○		
		臨床検査総論	2年前期		1		○		
		医療機器総論	2年後期		1		○		
		公衆衛生学	1年後期	2			○		
	社会科学系	保健医療福祉総論	3年前期	2			○		
		法と看護	3年前期	1			○		
		医療安全	3年前期	1			○		
		子ども医療	3年前期	1			○		
		国際保健医療活動 I	4年前期	1			○		
		国際保健医療活動 II	3・4年前期		1		○		
保健統計学	2年前期		2		○				
保健医療福祉行政論	4年後期		1		○				

①
*印の選択
科目から
2単位以上
選択必修

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
専 門 分 野	看護学の基本	看護学概論	1年前期	2			○		② 5単位以上 選択必修
		生活健康論	1年前期	2			○		
		看護対象論Ⅰ	1年後期	1				○	
		成人看護学概論	1年後期	1			○		
		老年看護学概論	1年後期	1			○		
		母性看護学概論	2年前期	1			○		
		小児看護学概論	1年後期	1			○		
		在宅看護学概論	2年前期	1			○		
		地域看護学概論	2年前期	1			○		
		精神看護学概論	1年後期	1			○		
		基本看護技術Ⅰ(共通技術・生活援助技術)	1年後期	2				○	
		基本看護技術Ⅱ(診療の補助技術)	2年前期	2				○	
		基本看護技術Ⅲ(フィジカルアセスメント)	2年前期	1				○	
	基本看護技術Ⅳ(看護過程)	2年前期	1				○		
	看護学の展開	慢性病看護論	2年後期	2			○		
		クリティカルケアⅠ	2年後期	2			○		
		緩和ケア	3年前期	1			○		
		看護対象論Ⅱ(成人)	2年前期	1			○		
		看護対象論Ⅲ(老年)	2年前期	1			○		
		看護対象論Ⅳ(母性・父性)	2年後期	1				○	
		看護対象論Ⅴ(小児)	2年前期	1				○	
		在宅看護学特性論	2年後期	1				○	
		精神看護学特性論	2年後期	1				○	
		老年援助論	2年後期	2				○	
		在宅援助論	3年前期	2				○	
		精神援助論	3年前期	2				○	
		母性援助論	3年前期	2				○	
	小児援助論	3年前期	2				○		
	クリティカルケアⅡ	3年前期		1			○		
	リハビリテーション看護論	3年前期		1			○		
	家族看護学	3年前期		2			○		
	学校保健	2年後期		2			○		
	養護概説	3年前期		2			○		
	健康相談の理論と方法	2年後期		2			○		
	障害児保育	2年後期		2			○		
	看護学の臨床	看護活動基礎実習	1年前期	1				○	
		生活健康論実習	1年後期	2				○	
		基礎看護学実習(看護過程)	2年前期	2				○	
		療養支援実習Ⅰ(老年)	2年後期	1				○	
		療養支援実習Ⅱ(疾病・障害を持つ人の看護)	3年後期	3				○	
		療養支援実習Ⅲ(クリティカル)	3年後期	3				○	
		母子支援実習Ⅰ(小児)	3年後期	2				○	
		母子支援実習Ⅱ(母性)	3年後期	2				○	
		健康支援実習Ⅰ(在宅)	3年後期	1				○	
		健康支援実習Ⅱ(精神)	3年後期	2				○	
課題別総合実習		4年前期	4				○		
看護学の発展と探求		看護学研究方法論	3年前期	2			○		
		災害看護学	4年前期	1			○		
	看護学研究	4年通年	2				○		
	看護管理論	3年後期	1			○			
	看護教育論	4年前期		1			○		
異文化看護論	4年前期		1			○			
医療・看護特論Ⅰ(社会と看護)	4年前期		1			○			
医療・看護特論Ⅱ(医療専門職の動向)	4年後期	1				○			
保健師課程に関する科目	保健師分野	公衆衛生看護学概論	2年後期		2		○		③ 1単位以上 選択必修
		公衆衛生看護展開論Ⅰ	3年前期		1		○		
		公衆衛生看護展開論演習Ⅰ	3年前期		1			○	
		公衆衛生看護展開論Ⅱ	3年前期		1			○	
		公衆衛生看護展開論演習Ⅱ	3年前期		1			○	
		健康教育の理論と方法	2年後期		1			○	
		公衆衛生看護管理論	4年前期		1			○	
		疫学的調査法	3年後期		2			○	
教職に関する科目	教職分野	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3年後期		2			○	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	4年前期		3			○	
		教職概論	2年前期			2		○	
		教育原理論	2年後期			2		○	
		教育心理学	1年後期			2		○	
		生涯発達論	1年後期			2		○	
		教育社会学	1年前期			2		○	
		教育課程総論	2年後期			2		○	
		道徳教育と特別活動論	2年後期			2		○	
		教育方法の研究	2年後期			2		○	
		生徒指導論	2年前期			2		○	
		教育相談論	2年後期			2		○	
		事前及び事後の指導	4年後期			1		○	
		養護実習Ⅰ	2年後期			1		○	
養護実習Ⅱ	4年後期			3		○			
教職実践演習(養護)	4年後期			2		○			
合計			101	74	27				

別表1 (第26条関係 こども教育学科授業科目)

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
基礎 人間 探究 育 分 野	学びの始め	まなぶる ▶ と き わ び と I	1年前期	2				○	① 2単位以上 選択必修
		まなぶる ▶ と き わ び と II	1年後期	1				○	
		大学道場 miniゼミ A	1年前期		1			○	
		大学道場 miniゼミ B	1年後期		1			○	
		超 と き わ び と	1年後期		1			○	
		情報基	1年前期		1			○	
		情報メディア演習	1年後期		1			○	
		健康スポーツ科学 I	1年前期		1		○		
		健康スポーツ科学 II	1年前期		1			○	
		健康スポーツ科学 III	1年後期		1			○	
		アカデミックライティング	1年後期		1			○	
		英語コミュニケーション I	1年前期		1			○	
		英語コミュニケーション II	1年後期		1			○	
		英語Aa (Communicative English Basic)	1~4年前期		1			○	
		英語Ab (Communicative English Intermediate)	1~4年後期		1			○	
		英語B (Presentation)	2~4年前期		1			○	
		英語C (Cultural Studies)	2~4年後期		1			○	
		英語D (Academic English)	3~4年前期		1			○	
		手話コミュニケーション	1~4年前期		1			○	
		いのちと共生	1年後期		1		○		
		人類と地球環境	1年前期		1		○		
		暮らしの中の数学	1~4年前期		1		○		
		統計学	1~4年前期		1		○		
		暮らしの中の物理学	1~4年前期		1		○		
		現代社会と化学	1~4年前期		1		○		
		人体のふしぎ	1~4年前期		1		○		
		現代社会と生命科学	1~4年前期		1		○		
		安全全	1~4年前期		1		○		
		人類と農学	1~4年前期		1		○		
		プログラミング入門	1~4年後期		1			○	
		日本国憲法	1~4年前期		2		○		
		哲学	1~4年前期		1		○		
		生命と倫理	1~4年後期		2		○		
		芸術文化	1~4年前期		1		○		
		文学	1~4年前期		1		○		
		日本通史	1~4年前期		1		○		
		世界の時事	1~4年後期		1		○		
		現代社会学	1~4年前期		1		○		
		経済学	1~4年前期		1		○		
		心理臨床学	1~4年後期		2		○		
		人間関係論	1~4年前期		1		○		
		教育と人間	1~4年前期		1		○		
	地域との協働 A	1~4年通年		1			○		
	地域との協働 B	1~4年通年		1			○		
	災害とまちづくり	1~4年後期		1		○			
	コミュニティデザイン	1~4年後期		1		○			
	ライフデザイン	1~4年後期		1			○		
専門基礎分野	基礎理論	保育原理解	1年前期	2			○		
		教育原理解	1年後期	2			○		
		社会福祉	1年前期	2			○		
		発達心理学 I	1年後期	2			○		
	基礎実習	インターシップ A	2年通年		1			○	
	基礎研究	基礎研究演習 I	1年通年	2			○		
		基礎研究演習 II	2年通年	2			○		
専門分野	保育・教育の理論	教育職論	2年前期	2			○		
		教育行政学	2年後期		2		○		
		教育の思想と歴史	2年前期		2		○		
		児童家庭福祉	1年後期		2		○		
	こどもの心と体の理解	社会的養護	2年前期		2		○		
		保育心理学	3年前期	2			○		
		こどもの食と栄養 I	3年前期		1			○	
		こどもの食と栄養 II	3年後期		1			○	
		こどもの保健 I	2年前期		2		○		
		こどもの保健 II	2年後期		2		○		
	こどもの生活への支援	こどもの保健 III	3年前期		1			○	
		保育の心理学	2年後期		1			○	
		発達心理学 II	2年後期		2		○		
		幼児理解	2年前期		2		○		
	教育相談	3年前期		2		○			
	相談援助	2年後期		1			○		
	家庭支援論	3年後期		2		○			
	保育相談支援	3年前期		1			○		
	生徒進路指導論	4年前期		2		○			

区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
専 門 分 野	保育課程総論	2年後期		2			○		
	教育課程総論	3年前期		2			○		
	保育内容総論	1年後期		1				○	
	保育指導法	3年前期		1				○	
	保育内容(健康)	2年前期		2				○	
	保育内容(言葉)	1年後期		2				○	
	保育内容(環境)	2年前期		2				○	
	保育内容(人間関係)	2年後期		2				○	
	保育内容(造形表現)	2年後期		2				○	
	保育内容(リズム表現)	2年前期		2				○	
	社会的養護内容	2年後期		1				○	
	乳児保育Ⅰ	2年前期		1				○	
	乳児保育Ⅱ	2年後期		1				○	
	障がい児の理解と支援Ⅰ	2年前期		1				○	
	障がい児の理解と支援Ⅱ	2年後期		1				○	
	教育方法と技術論	3年後期		2				○	
	道徳教育の理論と実践	3年後期		2				○	
	特別活動の指導法	2年前期		2				○	
	国語	2年後期		2				○	
	社会	2年後期		2				○	
	算数	2年前期		2				○	
	生活	2年前期		2				○	
	理科	2年後期		2				○	
	家庭	2年後期		2				○	
	音楽Ⅰ	1年前期		1				○	
	音楽Ⅱ	1年後期		1				○	
	音楽Ⅲ	2年前期		1				○	
	音楽Ⅳ	2年後期		1				○	
	音楽Ⅴ	3年前期		1				○	
	図画工作Ⅰ	1年通年		2				○	
	図画工作Ⅱ	2年前期		1				○	
	体育Ⅰ	1年前期		1				○	
	体育Ⅱ	1年後期		1				○	
	教科指導法(国語)	3年前期		2				○	
	教科指導法(社会)	3年前期		2				○	
	教科指導法(算数)	3年前期		2				○	
	教科指導法(生活)	2年後期		2				○	
	教科指導法(理科)	3年前期		2				○	
	教科指導法(家庭)	3年前期		2				○	
	教科指導法(音楽)	2年後期		2				○	
	教科指導法(図画工作)	2年後期		2				○	
	教科指導法(体育)	3年前期		2				○	
	英語	2年後期		2				○	
	保育実習指導Ⅰ	3年通年		2				○	
	保育実習Ⅰ(保育所)	3年前期		2					○
保育実習Ⅰ(社会福祉施設)	3年後期		2					○	
保育実習指導Ⅱ	4年前期		1				○		
保育実習Ⅱ	4年前期		2					○	
保育実習指導Ⅲ	4年前期		1				○		
保育実習Ⅲ	4年前期		2					○	
教育実習指導	3年前期		1				○		
教育実習	3年後期		4					○	
介護実習	4年通年		1					○	
インターシブB	4年通年		2					○	
玩具と文化	3年後期		2				○		
生き物と自然の力	4年前期		1				○		
野外あそび実践	3年後期		1				○		
こどもの表現文化	4年前期		1				○		
多文化理解教育	4年前期		2				○		
こどもの健康	3年後期		2				○		
こどもの障がいと医療	3年後期		2				○		
カウンセリングの技法	2年前期		1				○		
こどものリスクとレジリエンス	4年前期		2				○		
施設運営・防災と危機管理	3年前期		2				○		
リトミックⅠ	3年後期		1				○		
リトミックⅡ	4年前期		1				○		
保育・教育メソッド	4年後期		1				○		
ピアノ実践	4年前期		1				○		
教育と情報	4年後期		2				○		
海外研修	3・4年後期		1				○		
教科指導法特論Ⅰ	3年後期		2				○		
教科指導法特論Ⅱ	4年前期		2				○		
教科指導法特論Ⅲ	4年後期		2				○		
保育・教育課題研究Ⅰ	2年後期		1				○		
保育・教育課題研究Ⅱ	3年前期		1				○		
保育・教育課題研究Ⅲ	3年後期		1				○		
保育実践演習(幼稚園・小学校)	2年前期		2				○		
就職実践演習(幼稚園・小学校)	4年後期		2				○		
卒業研究Ⅰ	3年前期		1				○		
卒業研究Ⅱ	3年後期		1				○		
卒業研究Ⅲ	4年前期		1				○		
卒業研究Ⅳ	4年後期		1				○		
合計			24	203	0				

③ 10単位以上
選択必修

別表2 (第26条関係 各学科が定める特別の授業科目)

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
特別の授業科目									
	合 計								

別表3 抜粋 (第43条関係 学費)

(単位:円)

学 科	授業料		教育充実費		実験実習費		合計 (年額)
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
医療検査学科	450,000	450,000	175,000	175,000	125,000	125,000	1,500,000
看護学科	500,000	500,000	175,000	175,000	125,000	125,000	1,600,000
こども教育学科	400,000	400,000	125,000	125,000	25,000	25,000	1,100,000